

政令第三百六十六号

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令

内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日は、令和六年一月一日とする。